

75歳以上の方対象

4月から始まります

後期高齢者医療制度

今年4月から、75歳以上の方(一定以上の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)を対象とした「後期高齢者医療制度」が始まります。この制度は、現役世代と高齢者世代の医療費負担を公平・明確にすることを目的に、創設されたものです。今回は、制度の内容について紹介します。

「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」に変わります

現在、75歳以上の高齢者は、国民健康保険や被用者保険などに加えて、市町村が運営する「老人保健制度」にも加入し、医療を受けています。4月からは、これまでの方式を廃止し、新たに創設する「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

現在加入の医療保険から自動的に移行

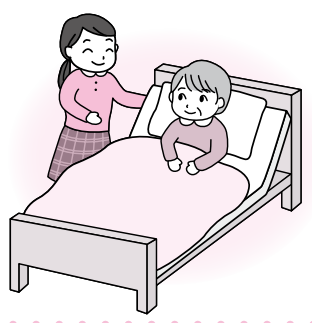
後期高齢者医療制度の被保険者となるのは、75歳以上の方または、65歳以上で一定以上の障害のある、県内在住の方です。現在加入している医療保険(会社の健康保険、共済組合、国民健康保険等)から自動的に、同制度に移行します。

医療給付の内容はこれまでと同じ

後期高齢者医療で受けられる内容は、4月から新たに設けられる「高額介護合算療養費」以外は、これまでの老人保健制度と変わりません(表1)。

一人一枚新しい保険証を郵送

現在、老人保健制度で医療を受けている方



★平成20年4月から新設される給付★

◇高額介護合算療養費
医療費・介護費の自己負担が高額の場合、その費用を軽減する制度です。医療保険と介護保険の自己負担額を合算した年間合計額が、一定の限度額(*)を超える場合に支給します。

【表1】後期高齢者医療で受けられる給付

これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます

- ◇療養の給付(病気やけがの治療を受けたとき)
◇入院時食事療養費(入院したときの食事代)
◇入院時生活療養費(療養病床に入院したときの食事代・居住費)
◇保険外併用療養費(差額を負担して医療を受けたとき)
◇療養費
◇訪問看護療養費(訪問看護サービスを受けたとき)
◇移送費(緊急の入院や転院で移送が必要になったとき)
◇高額療養費(1カ月に払った自己負担額が一定額を超えたとき)
◇葬祭費(被保険者が死亡したときに、葬祭を行った方に対して支給)
◇特別療養費

【表2】保険料の徴収方法

◆年金から天引きされる方(特別徴収)

【対象】
原則として、老齢・退職(基礎)年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円以上の方
※介護保険料との合計額が、年金の2分の1を超える場合は、天引きされません
※複数の年金を受け取っている場合は、合算ではなく、いずれか一つの優先される年金から天引きされます
※今年4月から対象となる方には、「特別徴収開始通知」を4月上旬にお送りします
【天引き方法】
保険料は、年金の定期支払い(年6回)のときに、あらかじめ年金受給額から差し引かれます。前年所得が確定していない4月・6月・8月は、仮に算定した保険料額を納め(仮徴収)、前年所得の確定後は、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、10月・12月・2月の3期に分けて納めます(本徴収)

年金の年額によって徴収方法が異なります



◆納付書で納付する方(普通徴収)

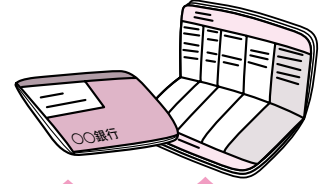
【対象】
原則として、老齢・退職(基礎)年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円未満の方
【納付方法】
7月中旬に市から届く納付書で、納付期限(年9回)までに納めてください

Table with 10 columns: 第1期, 第2期, 第3期, 第4期, 第5期, 第6期, 第7期, 第8期, 第9期. Rows show dates from 7月31日 to 3月31日.

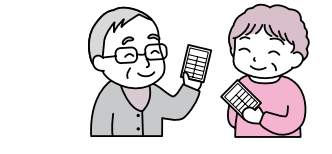
※納期限が土・日・祝のときは、金融機関の翌営業日が納期限となります
※第8期は、うるう年は2月29日となります

保険料の納付は簡単便利な口座振替で!

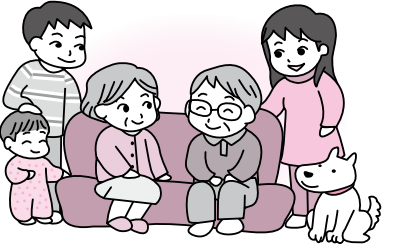
保険料の納付忘れがなく、納付に行く手間も省ける口座振替をご利用ください



被用者保険(健康保険や共済等)の被保険者は、75歳になると、後期高齢者医療制度の資格を取得するとともに、被用者保険の資格を喪失します。同時に、被用者保険の被扶養者(後期高齢者医療制度の被保険者となる方を除く)も、同保険の資格を喪失するため、被扶養者は、市の国民健康保険などに加入する必要があります。手続きは、国民健康保険は市保険年金課で、そのほかの保険については、それぞれの健康保険組合で行ってください。



後期高齢者医療制度への移行を撤回できます
現在、老人保健で医療を受けている方は、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。ただし、65歳〜74歳で一定の障害があり、認定されて老人保健の医療を受けている方は、申請することで、同制度への移行を撤回できます(撤回の申請がない場合は、そのまま同制度に移行します。申請は、市保険年金課窓口で受け付けています)



保険年金課(☎235・4595)
神奈川県後期高齢者医療
広域連合事務局(☎045・440・6700)

後期高齢者医療制度
被保険者にも健康診査を実施
平成20年度から、40歳〜74歳の方を対象に、各保険機関による特定健診・特定保健指導が実施されます。また、75歳以上の方の継続的な健康管理と、病気の早期発見のため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした保健事業(健康診査)も実施します。
実施方法・内容については、現在関係機関と調整を行っています。詳細は、決まり次第広報などでお知らせします。
※同制度の保健事業では、「人間ドック費用助成事業」は行いませんので、ご了承ください。



【表3】平成20年度 年間保険料額の算出方法

Calculation flowchart for annual insurance premium. Formula: (Average premium 39,860 yen) + (Income premium (Total income - 330,000 yen) x 7.45%) = Annual premium (max 50,000 yen). Example calculation follows.

Table 1: Calculation method for public pension exemption for those aged 65 and over. Columns: Public pension income, Public pension exemption amount.

【表2】保険料額の例

Table with 4 columns: Yearly amount, Average premium, Income premium, Annual insurance premium. Rows show examples for different income levels and family situations.

【表4】保険料の軽減基準

Table with 2 columns: Reduction ratio and criteria. Rows show criteria for low-income households, employed insurance beneficiaries, and premium reduction.